

阿賀野市告示第 1 9 8 号

犬の抑留について

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項及び新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 5 2 年新潟県条例第 9 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、犬を下越動物保護管理センターで抑留したので、同法同条第 8 項及び同条例同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

阿賀野市長 加藤 博幸

区分 No.	抑 留			犬の特徴				
	年月日	時間	場所	種類	性別	毛色	体格	特記事項
1	6. 11. 13	17:20	阿賀野市 保田	セッター	オス	白茶	中	黒色首輪着装